

第3章 民事事件

第1節 着手金及び報酬金の算定等

第8条(民事事件の着手金及び報酬金の算定基準)

本節の着手金及び報酬金については、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定する。ただし、本規定による特段の定め又は個別契約による特段の合意がある場合はこの限りでない。

第9条(経済的利益の額)

1 経済的利益の額を算定することが可能な場合

①金銭債権(原則)	債権総額(利息及び遅延損害金を含む)
②将来の債権(例外①)	債権総額から中間利息を控除した額
③継続的給付債権であって期間不定のもの(例外②)	7年分の額
④賃料増減請求事件(例外③)	増減額分の7年分の額
⑤所有権(不動産を除く)	対象たる物の時価相当額
⑥詐害行為取消請求事件	取消請求債権額。ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
⑦共有物分割請求事件	対象となる持分の時価相当額
⑧遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額
⑨遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
⑩金銭債権についての民事執行事件	請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、執行対象物件の時価相当額(担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した額)

2 経済的利益の額を算定することが困難な場合

前項により経済的利益の額を算定することができない場合、その経済的利益は、着手金については500万円、報酬については1000万円を目安として、所属弁護士と依頼者との協議のうえ、適正な価額を決定する。

第10条(経済的利益の額の算定の特則)

1 前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに大きい場合、所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができる。

- 2 前条で算定された経済的利益の額が次の各号の一に該当する場合、所属弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができる。
- ① 請求の目的が解決すべき紛争の一部であって、前条で算定された経済的利益の額が当該事件等により解決すべき紛争の実態に比して明らかに小さいとき。
- ② 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第 11 条(着手金)

- 1 着手金は、経済的利益の額に照らし、それぞれ次表の範囲内において算定する(別表「着手金早見表」参照)。ただし、着手金の最低額は 110,000 円とする。

経済的利益の額	着手金
300 万円以下の部分	× 11%～17.6%以下
300 万円超 3000 万円以下の部分	× 16.5%以下
3000 万円超 3 億円以下の部分	× 13.2%以下
3 億円を超える部分	× 11%以下

- 2 前項の着手金は、事案の内容(当事者の数、相手方の属性、事件の複雑性及び難易性等。以下同じ)により、22%の範囲内で増額することができる。
- 3 民事訴訟事件につき同一弁護士が上訴審等を引き続き受任する場合、前 2 項の規定にかかわらず、事件等の経済的利益の 2 分の 1 の額を目安として、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

第 12 条(民事事件の成功報酬金)

- 1 訴訟事件、調停事件、非訟事件、家事審判事件及び仲裁事件の成功報酬金は、本規定に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	報酬金
300 万円以下の部分	× 22%以下
300 万円超 3000 万円以下の部分	× 17.6%以下
3000 万円超 3 億円以下の部分	× 14.3%以下
3 億円を超える部分	× 11%以下

- 2 前項の成功報酬金は、事案の内容により、22%の範囲内で増額することができる。

第 13 条(訴訟等事件の日当)

訴訟等事件につき、第 11 条に定める着手金及び第 12 条に定める成功報酬金のほ

か、第 48 条の規定に基づき、日当を請求することができる。

第 14 条(示談交渉事件の特則)

同一弁護士が、同一事件について、示談交渉事件から引き続き訴訟等その他の事件を受任するときの着手金は、本規定に特に定めのない限り、第 11 条の規定により算出した額から既に受領した着手金の額を控除することができる。

第 15 条(契約締結交渉の特則)

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×11%	×17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	×8.8%	×15.4%
3000万円を超え3億円以下の部分	×6.6%	×12.1%
3億円を超える部分	×5.5%	×9.9%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、22%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、110,000円を最低額とする。

第 16 条(督促手続事件の特則)

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×11%	×17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	×8.8%	×15.4%
3000万円を超え3億円以下の部分	×6.6%	×12.1%
3億円を超える部分	×5.5%	×9.9%

- 2 前項の着手金は、事案の内容により、22%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、110,000円を最低額とする。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第 11 条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とする。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第 12 条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、依頼者が金銭等の具体的な回収をしたときでなければ、これを請求することができない。

- 6 前項ただし書の目的を達するため、民事執行事件を受任するときは、所属弁護士は、前5項の着手金又は報酬金とは別に、民事執行事件の着手金として第11条第1項の規定により算定された額の3分の1を、報酬金として第12条の規定により算定された額の4分の1を、それぞれ受けることができる。

第17条(保全事件の特則)

- 1 仮差押及び仮処分の各命令申立事件(以下「保全命令申立事件」という)の着手金は、第11条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とする。
- 2 知的財産事件、労働事件等、事案が重大又は複雑な事件に関しては、前項の規定にかかわらず、第11条の規定に準じて着手金を受けすることができる。
- 3 事件が重大又は複雑である場合、第12条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けすることができる。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けすることができる。
- 4 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第12条の規定に準じて報酬金を受けすることができる。
- 5 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けすることができる。この場合は、第18条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 6 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けすることができる。
- 7 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、220,000円を最低額とする。

第18条(民事執行事件等の特則)

- 1 民事執行事件の着手金は、第11条の規定により算定された額の2分の1とする。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第12条の規定により算定された額の4分の1とする。
- 3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けすることができる。ただし、着手金は第11条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 4 執行停止事件の着手金は、第11条の規定により算定された額の2分の1とする。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とする。
- 5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第12条の規定により算定された額の4分

の1の報酬金を受けることができる。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、110,000円を最低額とする。

第2節 家事事件

第19条(離婚事件)

1 離婚事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正な範囲内で減額することができる。

離婚事件の内容	着手金及び報酬金
離婚交渉事件	330,000円以上550,000円以下
離婚調停	330,000円以上550,000円以下
離婚訴訟事件	それぞれ550,000円 ただし、本条第4項の財産給付請求を伴う場合は、その額を基準とする加算をそれぞれすることができる(本条第4項)。

2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とする。

3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1を基準として請求することができる。

4 前3項において、婚姻費用、財産分与、慰謝料、養育費など財産給付請求を伴うときは、所属弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第11条又は第12条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができる。

5 前4項の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金及び報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

6 離婚調停は、期日ごとに日当を請求することができる。

7 離婚調停において、調停事件が係属後1年を超えて継続する場合、依頼者と協議のうえ、追加の着手金等を定めることができる。

第20条(養子縁組離縁事件)

養子縁組離縁事件の着手金及び報酬金は、第19条の規定を準用する。

第21条(成年後見申立事件)

成年後見申立事件の着手金は、330,000円とする。

第 22 条(任意後見事件)

- 1 任意後見事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

任意後見契約締結	220,000円以上	
任意後見契約に基づく委任事務	基本報酬	月額11,000円以上55,000円以下
	不動産管理等特殊な財産管理事務を含む場合	月額33,000円以上55,000円以下
	裁判手続の代理	本規定の他の条項に基づき算定された手数料、着手金又は報酬金の額

- 2 任意後見契約に基づく事務が開始するまでの間に、財産管理契約を締結する場合の着手金及び報酬金は、第1項の規定を準用する。
- 3 任意後見契約及び財産管理契約を締結後、訪問による面談を行う場合、1訪問ごとに日当を請求することができる。

第 23 条(遺言)

- 1 遺言作成の費用は、110,000円以上550,000円以下とし、財産の多寡・内容の複雑性等を踏まえ、決定する。
- 2 遺言執行の費用は、次表のとおりとする。

基本	遺言執行の対象となっている財産を基準として	300万円以下の部分	330,000円
		300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%
		3000万円を超え3億円以下の部分	2.2%
		3億円を超える部分	1.1%
特に複雑又は特殊な事情がある場合	所属弁護士と受遺者との協議により増額することができる。		
遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求することができる。		

第 24 条(遺産分割)

- 1 遺産分割事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

遺産分割事件の内容	着手金及び報酬金
遺産分割交渉事件	110,000円以上550,000円以下とする。

遺産分割調停	第 11 条により算出 →遺産総額が不明の場合、それぞれ 330,000 円以上 550,000 円以下とし、総遺産額から第 11 条により算出した額との差額がある場合は、報酬請求時に精算する。
遺産分割審判	第 11 条により算出 →遺産総額が不明の場合、それぞれ 330,000 円以上 550,000 円以下とし、総遺産額から第 11 条により算出した額との差額がある場合は、報酬請求時に精算する。 ただし、同一弁護士が遺産分割調停事件から引き続き受任する場合は、着手金額を相当額減額することができる。

- 2 同一弁護士が、同一の遺産分割事件について、複数の相続人から依頼を受ける場合、着手金及び報酬金は、依頼者ごとに決定する。ただし、この場合、所属弁護士は、全依頼者に対し、利害対立について説明し、全依頼者から、この依頼者間には利害対立がないことの確認、及び同一弁護士が事件受任することの同意(民法 108 条、弁護士法 25 条 1 項)を得なければならない。
- 3 前項の場合に、将来、依頼者間で利害対立が顕在化した場合、所属弁護士は、全依頼者の事件について辞任しなければならない。この場合、着手金の精算はしない。

第 25 条(遺留分減殺請求事件)

遺留分減殺請求事件の着手金及び報酬金は、第 24 条の規定を準用する。

第 3 節 不動産事件

第 26 条(不動産に関する事件の経済的利益の額)

- 1 以下の不動産に関する事件の経済的利益の額は、次表のとおり算定する。

①賃料増減請求事件	増減額分の 7 年分の額
②土地所有権	対象たる土地の時価相当額
③建物所有権	建物の時価相当額に、その敷地の時価の 2 分の 1 の額を加算した額
④占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権	対象たる物の時価(ただし、建物の場合は前号の額)の 2 分の 1 の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額とすることができる

	できる。
⑤地役権	承役地の時価の2分の1の額
⑥担保権	被担保債権額
⑦不動産についての所有権、 地上権、永小作権、地役権、 賃借権及び担保権等の登記 手続請求事件	前記⑤及び⑥に準じた額

第27条(建物退去明渡事件の特則)

- 1 建物の一部又は全部の明渡請求事件(解除原因がない立退交渉事件を除く)の着手金及び報酬金については、賃料又は賃料相当損害金(以下「賃料等」という)を基準とし、次表のとおりとする。

着手金	示談交渉事件	賃料2か月分相当額
	調停	賃料3か月分相当額 ただし、示談交渉事件から調停に移行した場合、賃料1か月分相当額
	訴訟	賃料3か月分相当額 ただし、示談交渉事件又は調停から訴訟に移行した場合、賃料1か月分相当額
報酬金	賃料等の4か月分相当額	

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により22%の範囲内で増額することができる。
- 3 前2項の着手金及び報酬金は、220,000円を最低額とする。

第28条(相隣関係に関する事件)

- 1 相隣関係に関する紛争(以下「相隣紛争」という)に関する示談交渉の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ165,000円以上330,000円以下
----------	--------------------------

- 2 相隣紛争に関する調停事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ330,000円以上660,000円以下
----------	--------------------------

ただし、同一弁護士が、同一事件について示談交渉から調停事件を引き続き受任する場合は、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

- 3 相隣紛争に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が、同一事件について、示談交渉及び調停事件から引き続き受任するときは、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ330,000円以上660,000円以下
----------	--------------------------

第29条(境界に関する事件)

- 1 境界確定及び境界画定を含む所有権に関する紛争(以下「境界画定等」という)に関する示談交渉の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ165,000円以上330,000円以下
----------	--------------------------

- 2 筆界特定制度の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ275,000円以上550,000円以下
----------	--------------------------

- 3 境界画定等に関する調停事件の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。

着手金及び報酬金	それぞれ330,000円以上660,000円以下
----------	--------------------------

ただし、同一弁護士が、同一事件について示談交渉、筆界特定制度から調停事件を引き続き受任する場合は、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

- 4 境界確定等に関する訴訟の着手金及び報酬金は、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が、同一事件について、示談交渉、筆界特定制度及び調停事件から引き続き受任するときは、事案の内容に応じ、着手金を減額することができる。

着手金及び報酬金	それぞれ330,000円以上660,000円以下
----------	--------------------------

第30条(借地非訟事件)

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次表のとおりとする。ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができる。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	330,000円以上550,000円以下
5000万円を超える場合	前段の額に5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとする。ただし、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さ及び事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することができる。

- ① 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第12条の規定により算定された額
- ② 相手方については、その申立が却下されたとき又は介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額又は財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分又は財産上の給付額をそれぞれ経済的利益として、第12条の規定により算定された額

- 3 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

- 4 借地非訟に関する調停事件又は示談交渉事件から引き続き借地非訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とする。

第4節 手形小切手訴訟

第31条(手形、小切手訴訟事件の特則)

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定する。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	×8.8%	×17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	×7.7%	×15.4%
3000万円を超え3億円以下の部分	×5.5%	×12.1%
3億円を超える部分	×4.4%	×9.9%

- 2 前項の着手金及び報酬金は、事案の内容により、22%の範囲内で増減額することができる。
- 3 前2項の着手金は、110,000円を最低額とする。
- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第11条の規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とし、その報酬金は、第12条の規定を準用する。